

令和 8 年厚木市農業委員会 5 月定例総会議事録

日 時 令和 8 年 5 月 25 日 月曜日 午後 1 時 30 分から午後 1 時 55 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 山 川 宏 司

農業委員

1 番 小 池 よし子

3 番 大 塚 孝 雄

5 番 市 川 秀 夫

7 番 大 貫 昭 司

9 番 庄 司 隆 行

11 番 神 崎 吉 男

2 番 常 盤 悟

4 番 三 橋 能 弘

6 番 高 澤 友紀子

8 番 伊 藤 洋 文

10 番 高 瀬 正 美

12 番 山 口 泉（会長職務代理者）

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について（報告 19 件）
- 2 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について（報告 5 件）
- 3 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について（報告 1 件）
- 4 議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（1 件）
- 5 議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）
- 6 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について（21 件）
- 7 議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見について（1 件）

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。

これより、令和8年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、10番の高瀬正美委員、11番の神崎吉男委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、4月13日から5月11日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

農地法第4条につきましては、11件、15筆、面積は2,806平方メートルです。

農地法第5条につきましては、8件、10筆、面積は1,132.94平方メートルです。

農地法第4条及び第5条の総計は、19件、25筆、面積は3,938.94平方メートルです。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月13日から5月11日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は6人、筆数は延べ34筆、面積は延べ17,295.74平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」について御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

本件は、令和8年4月28日付けの案件で、土地の所在地は、関口字台1筆、登記地目は畑、面積は471平方メートルです。

所有者は、関口にお住まいのAさんでございます。

調査しましたところ、当該地につきましては、平成18年3月31日に駐車場として農地転用届出済みであり、現況が非農地であることを確認しました。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報告いたします。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程４、議案第17号「農地法第４条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました議案第17号「農地法第４条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は１件でございます。

対象地は上荻野字王子原２筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,999平方メートルです。

申請人は、上荻野にお住まいのＢさんです。

本申請は、資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり規模が10ヘクタール以内の第２種農地です。

申請人は、上荻野に事業所を構え建設業を営む、株式会社Ｃから資材置場として借地依頼を受けたことから、申請されました。

なお、株式会社Ｃは、これまで資材を現場へ直接搬入しておりましたが、申請地を資材置場とすることで、必要なタイミングで資材を自社で用意することができ、事業効率の向上となることから、申請人へ資材置場の借地依頼をしたものです。

東側及び北側は道路、西側は畑、南側は宅地及び駐車場に接しております。

北側を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、道路に接する東側及び北側には出入口部分を除いて溝を設置し、畑に接する西側には鋼板柵を新設、南側は、宅地に接する部分には隣地側にコンクリートブロック塀が、また、駐車場に接する部分には隣地側に鋼板柵が設置されており、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第４条第６項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程４、議案第17号「農地法第４条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程４、議案第17号「農地法第４条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程５、議案第18号「農地法第５条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈農地管理係主査〉

ただいま議題となりました議案第18号「農地法第５条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は２件でございます。

１番でございます。

対象地は下荻野字中三嶽１筆、登記地目は畑、面積は1,311平方メートルです。

受人は相模原市中央区上溝のＤ株式会社代表取締役Ｅさん、渡人は下荻野にお住まいのＦさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり、規模が10ヘクタール以内の第２種農地です。

受人は相模原市中央区内に事業本所を置く、中古車販売業を主な事業とする法人で、事業拡大により、現在使用中の愛川町町内にある車両置場では車両保管場所が不足し、新たな車両置場を設ける必要があることから申請されました。

申請地につきましては、東側は荻野川河川、西側は国道412号、南側は市道及び登記簿地目が山林の民有地、北側は暗渠の水路に接しております。

西側を出入口とし、全面転圧・砕石敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、河川に接する東側と市道及び登記簿地目が山林の民有地に接する南側にはコンクリートブロックを新設、また、暗渠の水路に接する北側の一部には申請区域内の地面高より15センチメートル頭出しした地先境界ブロック、ほか一部にはコンクリートブロックを新設し、土砂、雨水及び表流水流出を防止するものです。

なお、国道412号に接する西側は申請区域内より道路が高くなっており、被害防除のための構造物の設置は不要となっております。

農地法第５条第２項第４号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

他法令につきましては、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中でございます。

申請区域は荻野川河川区域にかかることから、河川法の許可手続中でございます。

また、当該計画は盛土規制法も対象となっており、申請中でございます。

２番でございます。

対象地は三田字下川原39筆、登記地目は田及び畑、合計面積は21,946平方メートルです。

受人は東京都渋谷区道玄坂一丁目のG株式会社代表取締役Hさん、渡人は東京都世田谷区南烏山3丁目にお住まいのIさん外16人です。

受人は総合不動産業を営む法人で、本施設建設後は、株式会社Jから各生産工場間の物販運送部門の業務委託を受けた株式会社Kが使用することになっており、本施設を建設することにより、保管能力の増強及び荷役作業の効率化、また、関西圏と関東圏を結ぶ中継地とすることで業務効率向上を図るべく申請されたものです。

申請地につきましては四方が道路に接しております。

運搬車等のトラック及びその他の一般車両の出入口を東側に設け、物流倉庫を建設する計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除く全方位に緩衝帯緑地及び側溝を設置し、土砂、雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請区域内に流れる水路につきましては、当該開発により付け替えを行うことから、機能を失うことはありません。

他法令につきましては、本申請は特定流通業務施設につき、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定済み、また、事業計画面積10,000平方メートル以上につき神奈川県土地利用調整条例の対象であり、手続済みとなっております。

開発面積として500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、また、都市計画法の開発許可も併せて手続中でございます。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請につき、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和8年5月11日に、役員及び地元推進委員と事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

加えて、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 5、議案第18号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 6、議案第19号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当〉

ただ今議題となりました、議案第19号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和 8 年 7 月 1 日のものについてお諮りいたします。

お諮りする案件は、21件、57筆、合計面積は51,695平方メートルでございます。

権利の種類別では、賃貸借権が 1 件、使用貸借権が20件、設定期間については、3 年間が20件、9 年間が 1 件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が18件、新規が 3 件となっております。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第 5 項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第19号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 6、議案第19号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

続いて日程 7、議案第20号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

〈都市農業支援担当〉

ただいま議題となりました、議案第20号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、御説明いたします。

本件につきましては、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、農地の貸し借りのマッチング及び取りまとめを自ら行ったものについて、本市農業政策課を経由して農業委員会に対し意見を求めているものでございます。

したがって、委員の皆様にはこの貸借について、農業委員会としての意見を御審議いただくこととなります。

それでは、案件の説明に入ります。

お諮りする案件は1件でございます。

「貸借権又は使用貸借による権利の設定関係」となっており、本件は農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定となります。

権利を設定する農地は、山際字南海道1筆及び猿ヶ島字橋戸1筆、現況地目はともに田、合計面積は1,181平方メートルです。

権利の設定を受ける転借人は、相模原市中央区矢部4丁目のLさんです。

令和8年7月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は飼料米の生産を予定しております。

なお、転借人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

〈議長〉

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第20号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 挙手全員〕

〈議長〉

挙手全員。

よって、日程 7、議案第20号「農用地利用集積等促進計画案の作成に係る意見」について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和8年5月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
